

# 居宅介護支援重要事項説明書

<令和 6年 4月 1日現在>

## 1. 目白訪問看護ステーション居宅介護支援事業所の概要

### (1) 居宅介護支援事業所の指定番号およびサービス提供地域

|             |   |
|-------------|---|
| 事業所名        | 目白訪問看護ステーション  |
| 所在地         | 〒161-0033 東京都新宿区下落合3-17-24  |
| 電話番号        | 03-5988-4577  |
| FAX番号       | 03-5988-4577  |
| 介護保険指定番号    | 居宅介護支援（東京都 1370403709）  |
| サービスを提供する地域 | 新宿区、豊島区全域<br>中野区上高田1~5丁目、東中野1~5丁目、中央1~5丁目<br>本町1~5丁目<br>文京区目白台1~3丁目、関口1~3丁目<br>*上記地域以外の方でもご希望の方はご相談下さい。 |

### (2) 同事業所の職員体制

|         |                  |
|---------|------------------|
| 管理者     | 1名               |
| 介護支援専門員 | 3名（兼務・看護師、介護福祉士） |
| 事務      | 1名               |

### (3) 営業時間

|         |                 |
|---------|-----------------|
| 月曜日～金曜日 | 午前9:00 ~ 午後5:00 |
|---------|-----------------|

\* 土・日・祝日及び、12月30日から1月3日は休業  
(緊急連絡電話) 03-5988-4577-

## 2. 居宅介護支援の申し込みからサービス提供までの流れと主な内容

### ① 居宅介護支援事業者へ依頼・相談

居宅介護支援事業者が、ケアプランの作成を行います。窓口で配布している「居宅介護支援事業者一覧」などを参考に事業者を選定して下さい。居宅介護支援事業所が決まったら、「居宅サービス計画作成依頼書」を区へ提出します。

### ② ケアプランの作成

居宅介護支援事業者のケアマネジャー（介護支援専門員）は、本人の状況に適したプランの原案を、本人や家族の希望を考慮し作成します。ケアプランにおけるサービス事業者の選定を、ご利用者とご家族の同意の上で確定します。

### ③ サービス事業者と契約

サービス内容について事業者から説明を受け、ご利用料なども確認の上、サービス事業者と契約します。

### ④ 介護サービスの利用

## 3. 利用料金

### (1) 利用料

要介護認定を受けられた方は介護保険制度から全額給付されるので自己負担はありません。

【居宅介護支援契約書別紙】を参照

### (2) 交通費

前記1の(1)のサービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。それ以外の地域の方は、介護支援専門員が訪問するための交通費の実費が必要です。

## 4. サービスの利用方法

### (1) サービスの利用開始

まずは、お電話等でお申し込み下さい。

お申し込み後、契約を締結し、サービスの提供を開始します。

※入院時について、担当ケアマネジャーの氏名などを入院先医療機関に提供するよう依頼します。

### (2) サービスの終了

#### ① 利用者の都合でサービスを終了する場合

・サービスの終了を希望する日の7日前までにお申し出下さい。

#### ② 当事業所の都合でサービスを終了する場合

・人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は終了1ヶ月前までに文書で通知いたします。

#### ③ 双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了する場合

・介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が、非該当・自立・要支援1・要支援2と認定された場合

・利用者が介護保険施設に入所した場合

・利用者がお亡くなりになった場合

#### ④ 再契約の場合

ご利用者が長期（3ヶ月以上）入院した場合

#### ⑤ その他

利用者や家族などが当社の介護支援専門員に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書及び口頭による説明で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合があります。

### (3) サービス利用に当たっての留意事項

#### ① 利用者は指定居宅サービス等の提供を受ける際は、医師の診断や日常生活上の留意事項、ご利用当日の

健康状態等の情報を事業所と共有し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう留意して頂きます。

#### ② 利用者はサービスに伴う変更（追加、中止等）はサービス利用予定日の前日までに、事業所に申し入れて

頂きます。

#### ③ 禁止行為について

- ・宗教、信仰の相違等で他人を攻撃、自己の利益のために他人を侵すこと
- ・喧嘩、口論、泥酔、等で他人への迷惑行為
- ・事業所内秩序、風紀を乱した、安全や衛生を害する
- ・指定した場所以外での火気使用
- ・故意に事業所もしくはそれにかかわる物品に損害や持ち出すこと
- ・他のご利用者に不利益となる情報を漏洩すること
- ・現金、貴金属、他貴重品等の狩りを怠ること

④ ご協力頂きたい事項

- ・利用者の疾患及び心身の状態などの事項は、サービス計画を作成する上で重要な情報です。詳細にお知らせ頂き、状況把握にご協力下さい。
- ・利用者のお宅の鍵をお預かりする際には、鍵お預かり証を取り交わします。
- ・サービス提供スタッフを利用者及びその家族による指名は出来ませんので、予めご了承ください。
- ・サービス内容の変更に関しては、管理者にご相談下さい。
- ・サービス提供者に対する暴言・暴力・ハラスメント等、社会通念上許容できない行為はお控えいただけますようお願いいたします。これらの行為が認められた場合、サービスの停止や契約を解約することがありますので、ご理解くださいますようお願いいたします。

【ハラスメント等の具体例】

- ・身体的な攻撃（暴行・障害）
- ・精神的な攻撃（脅迫・名誉棄損・侮辱・ひどい暴言）
- ・過大な要求（サービス利用に関し明らかに不要なことや、遂行不可能なことの強制・業務の妨害）
- ・個の侵害（私的なことに過大に立ち入る）
- ・セクシャルハラスメント・パワーハラスメント等

## 5. 虐待防止の為の措置

(1) 事業所は利用者の人権の擁護・虐待等の防止の為次の措置を講ずるものとします。

- ①虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針整備、研修の実施
- ②ご利用者及びそのご家族からの苦情処理体制の整備
- ③成年後見制度の利用支援
- ④虐待の発生又はその再発の防止を適切に実施するために、担当者を選定
- ⑤その他虐待の発生又はその再発を防止するために必要な措置

(2) 事業者は利用者の尊重する視点に立ったサービス提供に努め、虐待を受けている恐れがある場合にはただちに防止策を講じ市区町村へ報告するものとします。

## 6. 業務継続計画（BCP）について

事業所は感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービス提供を継続的に実施するための及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講じます。

- (1) 事業者は従業員に対し、業務継続計画について説明、周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。
- (2) 事業所は定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

## 7. 当事業所の居宅介護支援の特徴等

### (1) 運営の方針

利用者が居宅サービスを適切に受けることができるように、心身の状況及び置かれている環境等に応じ、利用者を選択していただき計画を作成します。また、適切な保健・医療・福祉サービスが多様な事業者から総合的かつ効果的に提供されるよう事業者と連絡調整を図り、サービスが円滑に受けられることを目的としています。

### (2) サービス提供の変更

- ・ 変更を希望される方はお申し出下さい。
- ・ サービス提供者の研修は、年1回行っております。

## 8. 緊急時における対応

居宅介護支援にあたって、利用者の居宅を訪問時に容体の変化等があった場合又は事故が発生した場合は、速やかに、利用者の家族、主治医等関係者に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

## 9. 公正中立なケアマネジメントの確保

利用者様やその家族は、居宅サービス事業所に対して、複数の事業所の紹介を求めることが可能であることや、当該事業所をケアプランに位置づけた理由を求めることが可能です。

## 10. サービスの割合（別紙1）

### 11. サービス内容に関する苦情

|  |   |
|--|---|
| 居宅介護支援に関する相談、要望、苦情及び居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについての相談・苦情 | 苦情担当：細谷恵子<br>連絡先：03-5988-4577<br>受付時間：月～金 午前9：00～午後5：00   |
| ステーションで十分な対応に答えられない場合の苦情                               | ○新宿区介護保険課給付係<br>連絡先：03-5273-3497<br>受付時間：月～金 午前8：30～午後5：00<br>○豊島区保健福祉部 介護保険課相談グループ<br>連絡先：03-3981-1318<br>受付時間：月～金 午前9：00～午後5：00<br>○中野区介護保険分野 事業者指導調整担当<br>連絡先：03-3228-8878<br>受付時間：月～金 午前8：30～午後5：15<br>○文京区介護保険課介護保険相談係<br>連絡先：03-5803-1383<br>受付時間：月～金 午前8：30～午後5：15<br>○国保連合会苦情相談窓口専用<br>連絡先：03-6273-0177<br>受付時間：午前9：00～午後5：00 |

## 12. 法人の概要

名 称 : 株式会社リープ

事業所所在地 : 東京都新宿区下落合 3-17-24 1階

電 話 番 号 : 03-5988-4577

令和 年 月 日

居宅介護支援の提供開始にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて、重要な事項を説明しました。

事業所 (住 所) 東京都新宿区下落合 3-17-24

(事業者名) 目白訪問看護ステーション

(代表者名) 代表取締役社長 細 谷 恵 子 印

(説 明 者) 氏名 印

私は、契約書および本書面により、事業者から居宅介護支援についての重要事項の説明を受けました。

利用者 (住 所)

(氏 名) 印

家族等 (住 所)

(氏 名) 印